

財関第702号  
平成27年6月30日

各税関長殿  
沖縄地区税関長殿

関税局長 宮内 豊

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)等の一部を下記のとおり改正し、平成27年7月1日(ただし、下記第2、第4及び第6については、10月1日)から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

税関様式C第9130号を別紙3のように改める。

第4 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

税関様式C第1000号-10を別紙4-1のように、税関様式C第1000号-11を別紙4-2のように、税関様式C第1002号を別紙4-3のように、それぞれ改めるとともに、税関様式C第1000号-21の次に、税関様式C第1000号-22から税関様式C第1000号-27までをそれぞれ別紙4-4から別紙4-9までのように定める。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

別紙 4 - 10 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。

第 5 関税評価に関する取扱事例について(平成 19 年 6 月 26 日財関第 876 号)

を次のように改正する。

別紙 5 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。

第 6 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱

いについて(平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)を次のように改正する。

別紙 6 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。

第 7 税関官署の開庁時間について(平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号)を次

のように改正する。

「東京税關における税関官署の開庁時間について」を別紙 7 のように改める。